

## 障害者用駐車場に関する埼玉県の取組について

### 1 駐車区画の整備

本県では「埼玉県福祉のまちづくり条例」で、他都道府県よりも多くの障害者用駐車区画を整備することを商業施設等に求めています。

都道府県名	設置台数（商業施設などの場合）
埼玉県	50台に1台以上
東京都	1台以上
神奈川県	100台に1台以上
千葉県	1台以上
愛知県	50台に1台以上（上限3台）
大阪府	1台以上
兵庫県	1台以上
福岡県	1台以上

※各都道府県によって適用となる  
商業施設の床面積が異なる

### 2 不適正利用の防止

#### (1) 青色塗装の推奨

「埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック」で障害者用駐車場の青色塗装を推奨しています。

#### (2) マナーアップキャンペーン

1都3県共同の啓発ポスターを作成し、商業施設・銀行などに掲示を依頼しています。

また、県民の日や交通安全フェアなどのイベントで啓発グッズを配布するなど、県民に心配りを呼びかけています。

#### (3) 障害者用駐車場 2020 青色プロジェクト

令和元年度から、障害者、企業、ボランティア、学生及び塗装業界と協働で駐車区画の青色塗装と啓発活動を行う「青色プロジェクト」を実施しています。

